

## 行政情報

# 再エネ海域利用法に基づく 促進区域指定及び占用公募制度の運用

伊藤直樹

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進を図ることは、海洋の積極的な開発及び利用並びに再生可能エネルギーの長期的安定的な主力電源化に向けて重要であり、これを実現するため、平成31年4月に施行された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律89号。以下「再エネ海域利用法」。）に基づく措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目指している。

本稿では、再エネ海域利用法に基づき、我が国の一般海域における洋上風力発電事業の普及促進に向けた、制度の運用状況について解説する。

キーワード：洋上風力発電，一般海域占用，占用公募制度，再生可能エネルギー，基地港湾

## 1. 背景

海洋の利用は、海洋基本法において、「海洋の開発及び利用が我が国の経済社会の存立の基盤である」とされており、特に、再生可能エネルギーの導入による海域の利用については、第3期海洋基本計画（平成30年5月閣議決定）において、「世界有数の広大な管轄海域を活かし、海洋資源の開発や再生可能エネルギーの利用拡大等豊かな海の恵みの活用を進めるべき」とされている。

また、エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）において、再生可能エネルギーは、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギーとして位置付けられ、2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率の実現とともに、確実な主力電源化への布石としての取組を早期に進めることとされている。

洋上風力発電は、海外では急激にコスト低下が進み、大規模な開発も可能であることから、海に囲まれ、かつ国土の面積も狭い日本において、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制を両立する重要な電源であるが、一般海域の利用に関して長期占用を実現するための統一的ルールや先行利用者との調整の枠組みが存在しないなどの課題により導入が進んでいない状況であった。

これらの課題を解消すべく、港湾法の占用公募制度

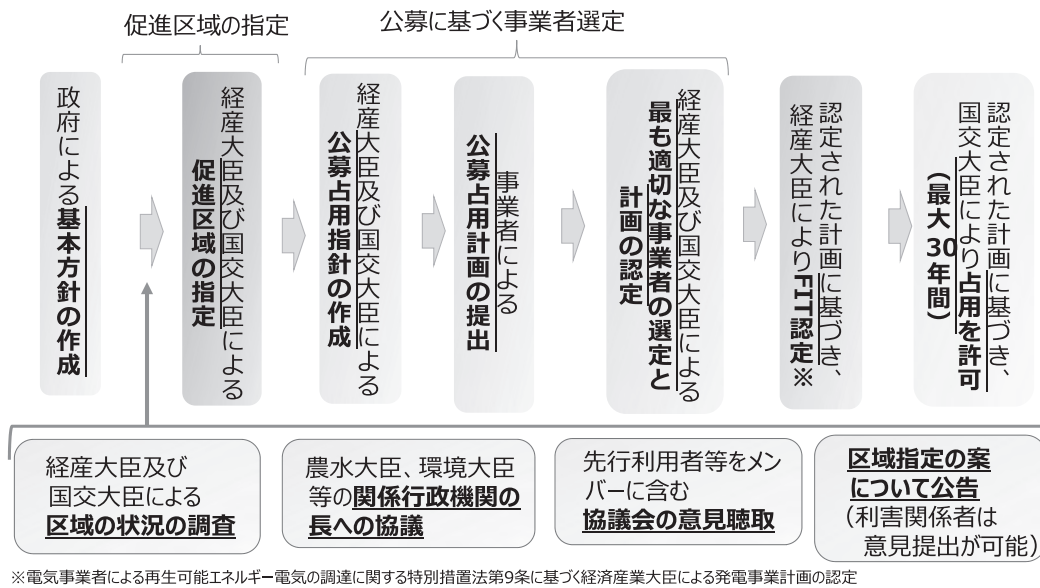
をモデルとし、一般海域における海洋再生可能エネルギー発電設備（以下、「発電設備」。）の整備に関し、関係者との調整の枠組みを定めつつ海域の長期にわたる占用が可能となるよう所要の措置を講ずるための再エネ海域利用法が平成30年11月に成立し、平成31年4月より施行された。

## 2. 再エネ海域利用法の概要

再エネ海域利用法の法体系に基づく運用手順を図1に示す。法律を運用する上での基本的な方針を定め、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下、「促進区域」。）を指定し、占用公募制度に基づいて事業者を選定する流れとなる。選定された事業者は認定された計画に基づき、経済産業大臣によるFIT認定を受け、国土交通大臣から占用許可を受けた上で、海域を占用し、海洋再生可能エネルギー発電事業（以下、「発電事業」。）を行うこととなる。

再エネ海域利用法に基づく基本的な方針として、令和元年5月に、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「基本方針」。）が閣議決定された。以下に基本方針の概要を示す。

①意義として、「海洋の積極的な開発・利用」及び「再生可能エネルギーの長期的安定的な主力電源化」の実現を掲げ、「長期的、安定的かつ効率的な発



図一 再エネ海域利用法に基づく手続きの概要

電事業の実現」,「海洋の多様な利用等との調和」等を目標に設定。

- ②再エネ海域利用の促進に関する事項として、国による情報提供、電力システムの確保、環境影響評価の短縮、技術開発等を規定。
- ③促進区域の指定に関する事項として、協議会において、関係者と十分に意思疎通を行い丁寧に協議すること、地域・利害関係者の意見は十分に配慮すること等を規定。
- ④海洋の多様な開発及び利用等との調和に関する事項として、将来の撤去費用の確保並びに、地震等に対する発電設備の安全な構造及び維持管理に係る基準の策定等を規定。
- ⑤基地港湾に関する事項として、高耐荷重等を有する港湾施設を備えており、促進区域と一体的に確保される必要があることを規定。

一方、法の運用に先立って、促進区域の指定、公募による事業者選定については基準の具体化や手続きの具体的な運用方法については、技術的、専門的な知見も踏まえて検討する必要があるため、平成30年12月から平成31年3月にかけて計4回の合同会議（総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ及び交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力小委員会）を開催した。また、合同会議において検討された事項、基本的な運用方針については、平成31年4月に中間整理としてとりまとめた。

さらに、中間整理内にて提言された促進区域指定時

の関係地方自治体、事業者その他の利害関係者等の予見可能性を確保するためのガイドラインとして「海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域指定ガイドライン」（以下、「ガイドライン」。）を令和元年6月に策定した。また、公募時においては関係都道府県知事及び学識経験者の意見を聴取した上で促進区域ごとに公募占用指針が作成されることになるものの、関係者の予見可能性や促進区域の公平性を確保するために全国で統一的な運用指針として「一般海域における占用公募制度の運用指針」（以下、「運用指針」。）を令和元年6月に策定した。次章以降、ガイドライン及び運用指針について解説する。

### 3. 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン<sup>1)</sup>

再エネ海域利用法において、経済産業大臣及び国土交通大臣は、我が国の領海及び内水のうち一定の区域であって自然的条件等が適当である等の基準に適合するものを、関係行政機関の長への協議、先行利用者等を含む協議会の意見聴取等を行った上で促進区域として指定できるとしている。ガイドラインは、海洋再生可能エネルギーのうち早期の事業化が見込まれる洋上風力を念頭に、再エネ海域利用法の定める促進区域の指定の基準や手続について、具体的な考え方や実際の運用方針を記載したものである。

#### (1) 促進区域の指定基準

- ・気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備の出力の量が相当程度に達すること。

- ・航路及び港湾の利用，保全及び管理に支障を及ぼすことなく，発電設備を適切に配置することが可能であること。
- ・発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であること。
- ・発電設備と電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること。
- ・漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。
- ・漁港の区域，港湾区域，海岸保全区域等と重複しないこと。

(2) 促進区域の指定プロセス

基本方針の策定後，促進区域の指定までの具体的な手順を図一2に示す。促進区域を指定するに当たっては，公平性，公正性，透明性を確保した上で発電事業の実施が可能な区域を速やかに選定するため，様々な既知情報を収集(①)した上で，早期に促進区域に指定できる見込みのある有望な区域を選定(②)する。有望な区域については，協議会を設置(③~⑤)するとともに，国による自然状況，船舶航行等の詳細な調査を実施(③'~⑤')し，促進区域への適合性を判断することとなる。適合性が確認された有望な区域については，中立的な第三者委員会による審議(⑥)を経て，公告・意見聴取(⑦)を行い，関係行政機関への協議，関係都道府県知事・協議会の意見を聴取(⑧)し，

最終的に促進区域として指定(⑨)する流れとなる。

(3) 既知情報の収集(①)

経済産業大臣及び国土交通大臣は区域の情報をあらかじめ調査することとなっており，特に，地域に関する情報については，地域関係者等との調整が必要となることを踏まえ，都道府県から情報収集を行う。この際には，公平性，公正性，透明性を確保しつつ，情報収集を原則，年度毎に実施することとし，計画的・継続的な運用を図ることとしている。

(4) 有望な区域の選定(②)

既知情報を収集した上で，早期に促進区域に指定できる見込みがあり，より具体的な検討を進めるべき有望な区域として選定されるためには以下の3つの要件を満たしている必要がある。

- ・促進区域の候補地があること。
- ・利害関係者を特定し，協議会を開始することについて同意を得ていること(協議会の設置が可能であること)。
- ・区域指定の基準に基づき，促進区域に適していることが見込まれること。

有望な区域の選定は，技術的な判断が必要となるため，有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を踏まえて行う。こうした有望な区域を選定するプロセスは，都道府県からの情報収集と合わせて，年度ごとに



図一2 促進区域の指定プロセスの全体像と想定スケジュール



図一三 令和元年7月に整理された有望な区域等

実施することとされている。

令和元年7月、経済産業省、国土交通省は今後の促進区域の指定に向けて、既に一定の準備に進んでいる区域として図一三に示す11区域を整理し、公表した。このうち、秋田県能代市、三種町および男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖（北側・南側）、千葉県銚子市沖、長崎県五島市沖の4区域は、有望な区域として協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を直ちに開始するとされた。

#### (5) 協議会の設置 (③～⑤)

有望な区域に選定された区域については都道府県からの情報等に基づき、協議会の構成員となるべき利害関係者が特定されており、かつ、協議会を開始することにつき同意が得られているため、協議会を設置し、促進区域の指定に向けた協議を開始する。

協議会の参加者は次に掲げる者となる。

- ・ 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事
- ・ 農林水産大臣及び関係市町村長
- ・ 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者

協議会においては、促進区域の指定に関する事項及び発電事業者の実施に関する事項に関し必要な協議を行うこととされている。関係行政機関、事業者、地域

の利害関係者の連携を図る観点から、協議会においては、以下のような事項に関して協議、情報共有を行う。

- ・ 促進区域の指定（変更を含む。）についての利害関係者との調整
- ・ 発電事業者の公募に当たっての留意点
- ・ 発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等

前節で示した4区域では、令和元年10月より順次、協議会を開催し、促進区域の指定に向けた協議を開始している。

#### 4. 一般海域における占用公募制度の運用指針<sup>2)</sup>

促進区域の指定後は、当該促進区域において発電事業を長期的、安定的かつ効率的に実施することが可能であると認められる者を公募によって選定することとなる。運用指針は、ガイドラインに基づいて指定された促進区域について実施する占用公募制度の具体的な運用方針を記載したものである。

##### (1) 占用公募制度の概要

公募による事業者選定の手順を図一四に示す。経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定したときは、促進区域内海域において発電設備の整備を行うことにより発電事業を行うべきものを公募により選定するために、基本方針に即して公募の実施及び海洋

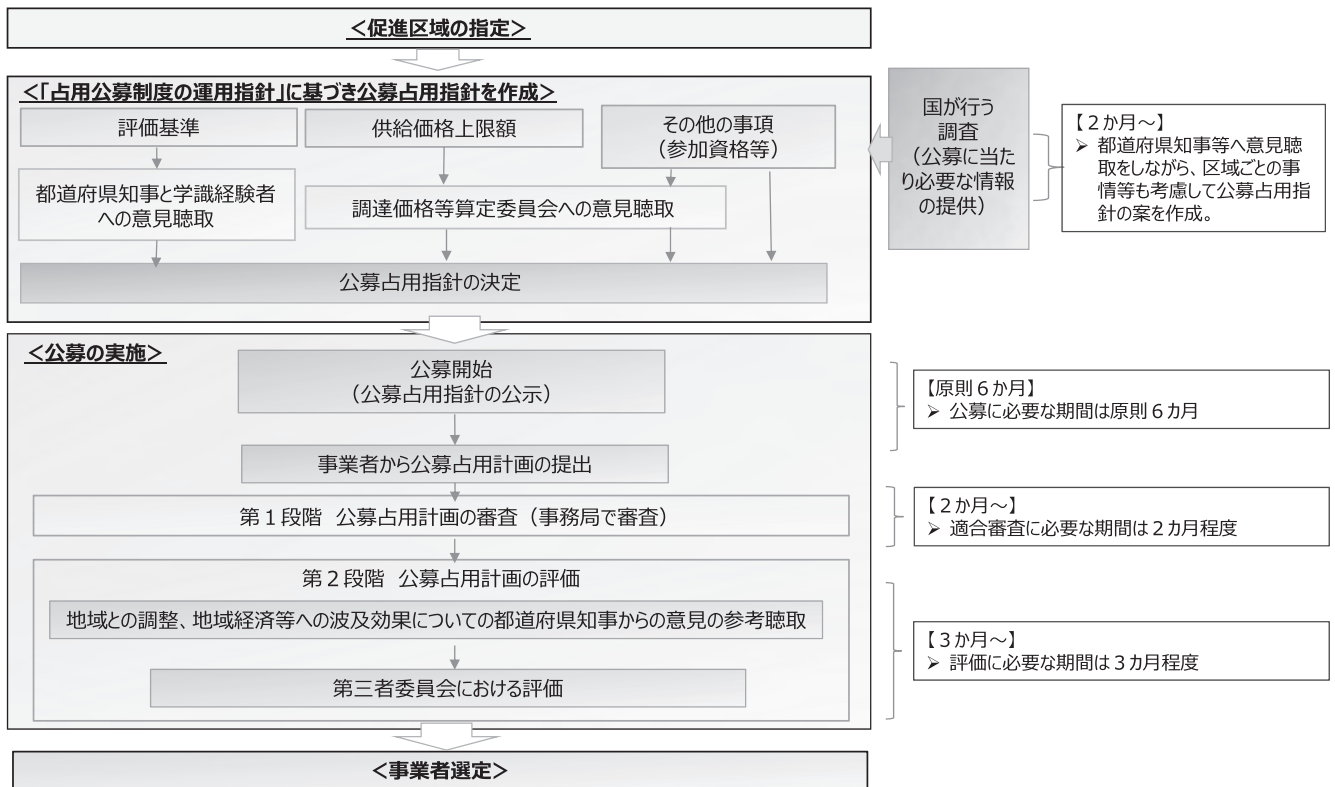


図-4 公募による事業者選定の概要

再生可能エネルギー発電設備の整備のための促進区域内海域の占有に関する指針（以下「公募指針」）を定める。公募に応じて選定事業者となろうとする者は、公募指針に基づき、その設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占有に関する計画（以下「公募指針計画」）を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出する。経済産業大臣及び国土交通大臣が、提出された公募指針計画を審査・評価し、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募指針計画を提出した者を選定事業者として選定する。経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が提出した公募指針計画が適当である旨の認定を行う。

**(2) 公募指針の策定**

公募指針には、評価の基準、港湾に関する事項等その他の事項が掲載される。

評価の基準について、公募指針計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能かという観点から、価格と事業の実現性に関する要素を総合的に評価することとし、その方法は各項目を独立して評価する加算方式により行うことを基本とする。なお、事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、当初は1:1とすることとし、実績が蓄えられた

段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、供給価格に重点を置いた配点の見直し等を検討する。事業の実現性に関する要素の評価については、①事業の実施能力、②地域との調整や事業の波及効果の2つの観点から評価することとし、確実な事業実施の観点から事業実施能力は重要な要素である一方で、洋上風力発電を実施する上では、地元の理解を得ることが不可欠であることを踏まえ、①と②の配点は2:1とする。

また、港湾に関する事項については、以下の条件を満たす基地となる港湾を明示する。

- ①当該促進区域等（周辺の促進区域、周辺の港湾区域等含む）に設置が見込まれる発電設備の規模と、区域指定時点で想定されるSEP船等の能力に鑑みて、発電設備の効率的な設置及び維持管理が可能と見込まれること。
- ②外貨貨物の輸入や国内貨物の輸送に使用可能な岸壁を有し（見込み含む）、当該促進区域等（周辺の促進区域、周辺の港湾区域等含む）に設置が見込まれる発電設備の規模及び、区域指定時点で想定される発電設備の諸元に鑑み、適当な耐荷重の岸壁及び適当な耐荷重、広さのふ頭用地を有する（見込み含む）こと。

### (3) 選定事業者の選定、公募占用計画の認定

経済産業大臣及び国土交通大臣は、提出された公募占用計画が再エネ海域利用法第15条第1項各号の適合基準に適合するかを審査しなければならない。適合基準は、発電事業を実施する上で最低限必要な基準(事務的又は技術的に適合の判断が可能な基準)とし、その審査は、事務局で実施する。適合基準に適合していると認められるときは、その全ての公募占用計画について、公募占用指針に示した評価基準に従って、学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見を踏まえて評価を行う。ただし、第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要があることから、その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることや、公募占用計画が企業情報を含むことから、審議過程は非公開となるが、選定が完了した段階で選定結果及びその理由等については公表するものとされている。

また、経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者の選定後、公募占用計画が適当である旨を認定し、認定したときは、認定を受けた公募占用計画の概要、認定した日及び認定の有効期間並びに指定した促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を公示しなければならない。

## 5. おわりに

我が国においては、洋上風力発電の導入のポテンシャルは非常に高く、再生可能エネルギーの導入目標であるエネルギーミックスでは、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率は22～24%(2017年度は約16%)となっており、洋上風力発電事業の促進に期待が寄せられている。令和元年度は、4月の再エネ海域利用法の施行から始まり、7月には有望な区域等が整理・公表され、このうち協議会の組織等の準備を直ちに開始する有望な区域とされた秋田県能代市、三種町および男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖、千葉県銚子市沖、長崎県五島市沖について10月より順次協議会が開催されているところである。我が国における洋上風力発電事業の促進に向け、本稿で述べた手続きを円滑に遅滞なく進めていく所存である。

JCMA

#### 《参考文献》

- 1) 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン  
<https://www.mlit.go.jp/common/001292753.pdf>
- 2) 一般海域における占用公募制度の運用指針  
<https://www.mlit.go.jp/common/001292755.pdf>

#### [筆者紹介]

伊藤 直樹 (いとう なおき)  
国土交通省  
港湾局 海洋・環境課  
環境対策係長

